

一般質問通告書

令和4年11月24日

午前8時30分受領

会派名	日本共産党	質問順位	2
質問の件名	一般質問		
質問方式	一問一答方式		
質問の要旨	別紙のとおり		
答弁を求める者	市長ほか関係理事者		
上記通告します。 令和4年11月24日 尾道市議会議員 三浦 徹 (印) 尾道市議会議長 高本 訓司 様			

(別紙)

12月議会 一般質問項目

日本共産党
三浦 とおる

- 1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給状況について。
 - (1) 10月末より、非課税世帯に対しての電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受付が始まっています。この電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請状況と支給状況をお答えください。
 - (2) 非課税世帯以外で、現在の生活状況が非課税世帯に準ずる場合、いわゆる家計急変世帯にはこの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を受けることが可能であるとお聞きしていますが、家計急変世帯の方々からの申請は何件ありましたか。
 - (3) 対象世帯の方々で、未申請の世帯に対しての働きかけはどのように行っておられますか。また、現在、入院中の单身の方々や施設に入居中の单身の方々についての確認書の手続きはどのように行っておられますか。お答えください。
 - (4) 令和4年9月30日に対象者でありながら入院中のため確認書の返送ができず亡くなられた方は対象から除外されるのでしょうか。お答えください。

- 2 高齢者で単身の生活保護者の入院時のCSセット代金についてと、死亡時の住宅撤去費用について。
 - (1) 高齢者の単身世帯で生活保護受給者が、病気、けが等で入院された場合CSセットの料金がかかります。CSセットを利用の場合、その費用は自分で負担する必要がありますが、現在の生活保護の生活扶助額では支払いに厳しいものがあります。入院をすると生活扶助額が減額となるため、CSセットの支払いが厳しくなる場合も想定されます。この場合には、何か支援策はありますか。お答えください。
 - (2) 生活保護を受給中の方々が亡くなられた場合、アパートや貸家の場合、撤去費用が出ません。親族等が負担することが難しい場合や、親戚縁者がいない人の場合には貸主の負担となります。この場合の貸主負担を軽減することはできないのでしょうか。生活保護法上の制約はあると思いますが、保護者が亡くなられた場合のアパート等の撤去費用に対しての支援策があれば教えてください。